

聴覚障害がある人へ 手話通訳者などを派遣します

まちでは、聴覚障害がある人への支援として、
「コミュニケーション支援事業」を行っています。

この事業は、聴覚障害がある人に必要な情報提供を行うため、
手話通訳者と要約筆記者（文字による情報保障）を派遣するものです。
まちでは、特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろうに
この事業を委託しています。

困ったことなどありましたら、お気軽にご相談ください。

▼利用方法 原則として、希望日の1週間前までに所定の用紙による申込みが必要です。
※申込用紙は、役場健康福祉課とふくろうにあります。



▼費用 原則として無料です

▼その他 政治団体や宗教団体の活動、企業の営利活動には原則として派遣できません。※秘密は固く守ります

▼申込み・問合せ

特定非営利活動法人 コミュニケーション支援センターふくろう（米子市上福原7-13-1、
電話 0859-32-7338）
または、役場健康福祉課（電話 72-0334）

平成20年度 手話奉仕員養成講習会【入門課程】受講生を募集します

県では、聴覚障害者のコミュニケーション支援を行う手話奉仕員を養成するための講習会を開きます。

▼内 容 厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムに準じて行います

①実技 ②聴覚障害者福祉等に関する講義

▼対 象 聴覚障害者等の福祉に理解と熱意がある人

▼日時・場所・定員 ※希望者多数の場合は抽選を行います

会 場	受講期間	場 所	時 間	定 員
西部会場	平成20年4月11日～（計23回） ※おおむね毎週金曜日 期間中3回集中講座を開催（日曜日）	米子市福祉保健総合センター ふれあいの里（米子市錦町）	午後6時45分～ 午後8時45分	40人

▼受講申込方法 手話奉仕員養成講習会受講申込書（用紙は役場健康福祉課とふくろうにあります）に必要事項を記入し、下記の住所宛てに「手話奉仕員養成講習会受講申込書」在中と赤で記入のうえ郵送してください。【受講申込締切：平成20年4月4日（金）当日消印有効】

▼申込み・問合せ 〒683-0004 米子市上福原7-13-1 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校内
特定非営利活動法人 コミュニケーション支援センターふくろう
（電話 0859-32-7338、FAX 0859-32-7392）

まちの話題

余分な1日を地域みんなで

安原才の上地区うるう講



90年以上欠かさず続けられている伝統行事

うるう年の1日多い日を地域で楽しもうと、安原才の上地区のうるう講が、2月24日、安原集会所で開かれ、地区住民約20人が参加し、会食のほか福引きやカラオケなどを楽しみました。

今回のうるう講の当家(世話人)の瀬田寿幸さんは、「このうるう講の記録が残っているのは大正6年から。これだけ続いているのは町内でも珍しいと思います。人も少なくなっていますが、地域の交流のためにこれからも続けていけたら」と話していました。

あなたの声や地域、職場での話題をお寄せください。
☆役場総務企画課まで(電話72・0331)

みんなでおいしいひなまつり

あじさいの会料理教室

地域の子どもたちと料理を通して交流しようとして、3月2日、舟場の女性グループ・あじさいの会(川上国子代表)主催の料理教室が、舟場コミュニティセンターで開かれ、地域の子どもと大人約30人が参加しました。

今回は、ひなまつりに因んで、おひな様の形の五目ずしやケーキなどのメニューを、参加者みんなで協力しながら作りました。

川上代表は、「子どもから大人までたくさん参加してくれてよかった。特に子どもが興味を持ってしてくれたのでうれしい」と話していました。



思い思いにケーキを飾り付け

■教育委員会からのお知らせ 新年度の教育行政施策など承認

3月6日、第3回の町教育委員会を開き、次の議案について審議・承認されました。

▼議案① 平成20年度日野町教育行政施策について「心豊かな人づくりと薫り高い文化の町づくりをめざす」ことを目標として、学校教育の充実、生涯学習・社会教育・人権同和教育の推進、芸術文化振興と文化財保護、スポーツ・レクリエーションの振興について、具体的に施策を示しました。

▼議案② 「町進学奨励金交付要綱」の廃止について「高等学校等進学奨励金の交付をする要綱を廃止するものです。

▼議案③ 「町教育委員会事務局の組織に関する規則」の全部改正について「新たに始まる教育委員会の事務管理や執行状況の点検・評価・公表に向けて、事務分担を明確にするものです。

▼議案④ 「町教育委員会教育長に対する委任等に関する規則」の一部改正について「

教育長に委任する事務の制限に、教育委員会の点検・評価に関するものを追加するものです。

▼議案⑤ 「町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程」の一部改正について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、この規程の条番号を変更するものです。

▼議案⑥ 「町学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要項」の一部改正について「教職員の自家用車の公務使用について、実態に合わせた申請ができるよう変更するものです。

▼議案⑦ 「町学校事務の共同実施要項」の制定について「小中学校共同事務の実施に向けて、その取扱いについて要項を定めることとします。